高知県警察非常招集規程

平成７年８月15日
本部訓令第14号

（沿革）　平成８年10月28日第15号改正、平成15年４月１日第９号改正
平成17年４月１日第７号改正、平成19年２月20日第２号改正
平成19年10月１日第31号改正、平成21年３月27日第７号改正
平成24年３月23日第２号改正、平成25年３月29日第５号改正
令和３年10月22日第21号改正

（趣旨）

第１条　この規程は、職員の非常招集及び非常参集について必要な事項を定めるものとする。

（心構え）

第２条　職員は、非常招集及び非常参集が、重大かつ緊急な事態に対処するためのものであることを認識し、いかなる状況下においても直ちに非常招集に応じ、又は非常参集できるよう心掛けなければならない。

２　職員は、非常招集及び非常参集に備えて、常に個人装備品の整備及び糧食の確保に努めなければならない。

（非常招集の実施基準）

第３条　非常招集は、次の各号の一に該当する場合において、職員を緊急に招集する必要があるときに実施するものとする。

（１）　緊急事態の布告が発せられ、又は発せられることが予想される場合

（２）　火災、洪水、台風、地震、高潮その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（３）　多衆犯罪、突発重大事案及び重要凶悪事件等の重大な事案が発生し、又は発生するおそれがある場合

（４）　その他治安維持上必要がある場合

（招集の発令）

第４条　非常招集の発令及び解除は、次に掲げる基準により本部長又は所属長が命ずる。

（１）　本部長が命ずるもの　前条各号に規定する場合において、職員を緊急に招集する必要があるとき。

（２）　所属長が命ずるもの　前条第２号から第４号までに規定する場合において、所属職員を緊急に招集する必要があるとき。

２　所属長は、前項に基づく非常招集を命じた場合は、事後速やかに本部長に報告しなければならない。

３　非常招集は、職員の全部又は一部に対して行う。

（待機）

第５条　本部長又は所属長は、職員の招集を必要とする事態発生のおそれがあるときは、職員の待機を命ずるものとする。待機の必要がなくなったときは、速やかに解除を命ずるものとする。

２　待機は、自宅待機及び勤務部署待機とし、事態の緩急、軽重等に応じ人員、区分等を示して命令するものとする。

（招集事務等）

第６条　非常招集に伴う事務の担当者は、本部長が命ずるものにあっては当該招集に係る事案を主管する課長、所属長が命ずるものにあっては次長（次長が二人の所属は、次長（第二）の職にある者とする。）又は副署長とする。

２　高知県警察処務規程（平成17年４月本部訓令第８号）第12条に規定する当直員の勤務時間における招集事務（伝達事務を含む。）は、担当者に引き継ぐまでの間、当直責任者が行うものとする。

（招集の方法）

第７条　非常招集の命令の伝達は、電話、メール等によって行うものとする。

（招集計画）

第８条　所属長は、所属職員の非常招集計画（伝達系統等）を別記第１号様式により定め、県本部警務課長に２部送付しておかなければ　ならない。

２　前項の規定によって非常招集計画（伝達系統等）を定めたときは、その所属職員に対し、これを周知させなければならない。

（伝達責任者）

第９条　所属職員に対する非常招集命令の伝達責任者は、次長（次長が二人の所属は、次長（第二）の職にある者とする。）又は副署長とする。

２　伝達責任者は、非常招集の発令があったときは、直ちに伝達系統に基づきその伝達責任を迅速確実に果たさなければならない。

（応招義務）

第10条　職員は、非常招集の命令を受けたときは直ちに服装及び携帯品を整え、集合場所に集合しなければならない。

２　疾病その他の理由によって応招できないとき、又は著しく遅刻するときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

（服装及び携帯品等）

第11条　応招者の服装は、別に指示する場合のほかは、原則として私服とする。

２　応招者は、事案に応じて必要と認める個人装備品を携行するものとする。

（集合場所）

第12条　応招者の集合場所は、原則として自己が勤務する所属とする。

（実施結果）

第13条　所属長は、非常招集を実施したときは、別記第２号様式の非常招集結果記録簿に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

（非常参集）

第14条　職員は、次に掲げる場合には、非常招集の発令がなくても直ちに参集しなければならない。

（１）　緊急事態の布告があったことを知ったとき。

（２）　勤務部署及び付属施設（自動車車庫その他）又はその付近に火災が発生したことを知ったとき。

（３）　県内で震度５強以上の地震が発生したことを知ったとき。

（４）　県内沿岸で津波警報が発令されたことを知ったとき。

２　職員は、前項各号のほか参集の必要があると認められる事案の発生を知ったときは、自主的に参集するよう努めなければならない。

３　第11条から第13条までの規定は、非常参集の場合にこれを準用する。

（車両その他の整備）

第15条　所属長は、常に非常招集及び非常参集後の輸送に必要な車両の整備に努めなければならない。

２　県本部会計課長は、必要に応じ食料その他の物品の確保に努めなければならない。

（遵守事項）

第16条　職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　別記第３号様式の宿所届を所属長に提出すること。

（２）　宿所の移転又は所属の異動があったときは、前号により届け出

ること。

（３） 職員は、自宅から外出するときは家族、所属当直員等にその行先、所要時間、連絡方法等を告げ、可能な限りその所在を明らかにするように努めること。

（訓練の実施）

第17条 招集事務の向上と迅速確実な実施を図るため、必要により職員の非常招集訓練を行うものとする。

（情報通信部職員の出動要請）

第18条 発令者は、情報通信部職員の出動を必要と認めるときは、機動通信課長（執務時間外は情報通信部当直）を経由して情報通信部長に対し、職員の出動を要請するものとする。

（細則）

第19条 所属長は、この規程の実施について必要な事項を別に定めることができる。

附 則

１ この規程は、公布の日から施行する。

（旧規程の廃止）

２ 高知県警察非常招集規程（昭和31年２月本部訓令第２号）は、廃止する。

附 則（平成８年10月28日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年４月１日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年４月１日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附 則（平成19年２月20日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成19年２月21日から施行する。

附 則（平成19年10月１日高知県警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成19年10月１日から施行する。

附 則（平成21年３月27日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附 則（平成24年３月23日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附 則（平成25年３月29日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

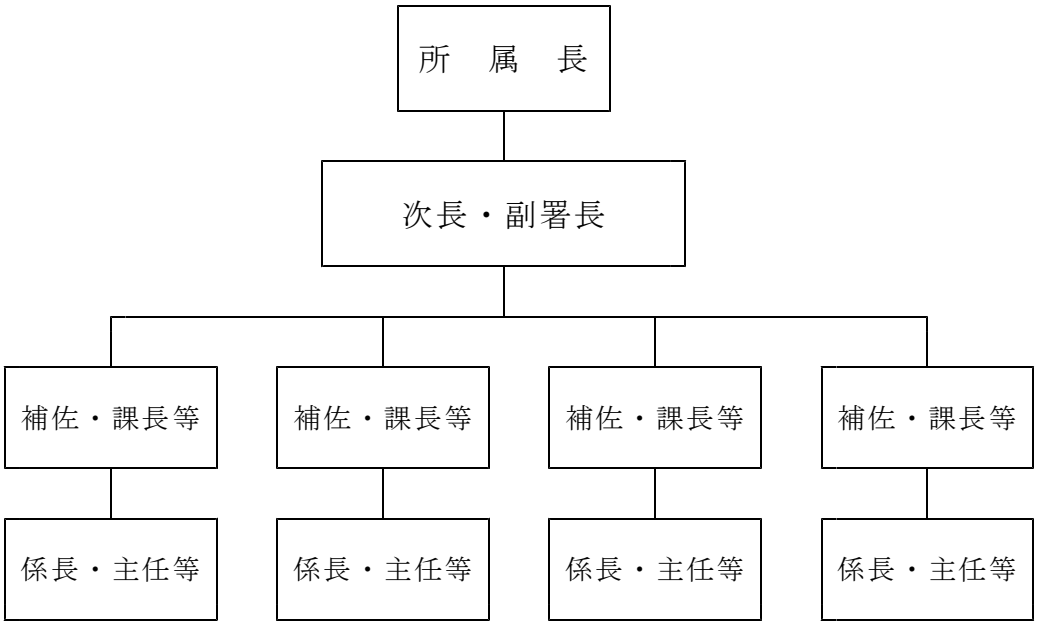
附　則（令和３年10月22日高知県警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和３年11月１日から施行する。

別記

第１号様式（第８条関係）

伝　達　系　統　図（作成例）



注　電話番号等連絡方法を記載する。

第２号様式（第13条関係）

非 常 招 集 結 果 記 録 簿

所属（　　）

所　属　長	次長又は副署長	課長補佐等	当直責任者	記　録　者
				課（係） 官職　　氏名
発　令　日　時	年　　月　　日（　　曜日）　午　前・後　　時　　分			
発　令　理　由				

	課(係)	官　職	氏　　名	呼　出　日　時	応　招　日　時
招集した職員				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分
				日　　時　　分	日　　時　　分

解　除　日　時	年　　月　　日（　　曜日）　午　前・後　　時　　分
解　除　理　由	
備　考	

第３号様式（第16条関係）

宿　　所　　届

<table>
<tr><td>所　　属</td><td>職　名</td><td>階　級</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td>（署の場合は課名を記入）</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>宿　　所</td><td colspan="4">市　　町　　丁目　　番　　号
郡　　村　　番地
（　　方）
公舎（借上を含む。）　自家　借家　アパート等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">宿所から所属までの距離</td><td>距　　離</td><td colspan="3">ｋｍ</td></tr>
<tr><td>所要時間等</td><td colspan="3">時間　　分（二輪・四輪）
〃　　〃（自転車）
〃　　〃（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">連　絡　方　法
（保有するものを全て記入）</td><td>加入電話</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>携帯電話等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>警察電話</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>